

# 一般社団法人 東京都作業療法士会 定款

平成18年6月6日

平成25年6月16日

## 第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人東京都作業療法士会と称する。

(主たる事務所の所在地)

第2条 本会は、主たる事務所を東京都新宿区に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 当法人は、主として東京都内に勤務もしくは在住する作業療法士の学術技能の研鑽と資質の向上及び社会的地位の向上に努め、作業療法の普及発展を図り、地域医療、福祉の向上に資することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 作業療法の学術の発展に関する事業
- (2) 作業療法士の技能の向上に関する事業
- (3) 作業療法の有効活用の促進に関する事業
- (4) 作業療法の普及と振興に関する事業
- (5) 内外関係団体との提携交流に関する事業
- (6) 事故若しくは災害等により被害を受けた障害者、高齢者又は児童等の支援を目的とする事業
- (7) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項に定める事業は、その実施地域は東京都とする。

## 第3章 会員

(会員の種類)

第5条 当法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって一般社団法人及び一

般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 理学療法士及び作業療法士法（昭和40年法律第137号）第3条による作業療法士免許を有し、当法人の目的に賛同する者で、東京都内に勤務する者、または東京都内に在住する者
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、これを援助する個人または法人

- (3) 名誉会員 この法人の事業に顕著な功勞のあった者又は学識経験者
- 2 その他の会員については、理事会において別に定めることができる。

(入会)

- 第6条 正会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申し込みをし、その承認を受けなければならない。
- 2 賛助会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申し込みをし、その承認を受けなければならない。
  - 3 名誉会員は理事会の定めるところにより理事会が推薦し、社員総会において承認を受けなければならない。

(入会金および会費)

- 第7条 正会員は、社員総会の決議により決められた入会金および会費を納入しなければならない。賛助会員は理事会が定める入会金および会費を納入しなければならない。ただし、名誉会員は会費を納めることを要しない。
- 2 既納の会費その他の拠出金については、その理由の如何を問わず、これを返還しないものとする。

(退会)

- 第8条 会員はいつでも任意に退会することができる。ただし1ヶ月以上前に当法人に対して退会の予告をするものとする。
- 2 前項の場合のほか、会員は次に掲げる事由により退会する。
    - (1) 第5条第1項に規定する資格を失ったとき。
    - (2) 総会員の同意があったとき。
    - (3) 死亡、法人にあっては解散
    - (4) 除名

(除名)

- 第9条 当法人の会員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反するような行為をしたとき、又は定款、規則に違反したときは、社員総会において出席会員の過半数の同意によりその会員を除名することができる。

## 第4章 役員

(役員の種類および員数)

- 第10条 当法人には、次の役員を置く。
- (1) 理事 9名以上11名以内

(2) 監事 2名

- 2 理事のうち1名を代表理事とする。(当法人においては会長とする)
- 3 代表理事以外の理事のうち2名を副代表理事とする。(当法人においては副会長とする)

(役員を選任)

第11条 正会員の中から会長及び副会長、理事、監事を社員総会の決議によって選任する。

- 2 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(監事の職務及び権限)

第12条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(理事の職務及び権限)

第13条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し副会長は、会長の業務を補佐し、この法人の業務を分担執行する。
- 3 会長及び副会長、理事は、3か月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(役員任期)

第14条 理事の任期は、就任後2年内の最後の事業年度に関する定時社員総会の終結までとし、監事の任期は4年内の最後の事業年度に関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再選を妨げない。

- 2 補欠または増員により選任された理事の任期は前任者または現任者の残任期間とする。
- 3 任期の満了前に退任した監事の補欠として選任された監事の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 役員が辞任又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、前任者がその職務を行わなければならない。

(役員解任)

第15条 理事及び監事は、社員総会の議決により解任することができる。

(顧問)

第16条 当法人に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、理事会の推薦により、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、当法人の重要な事項について会長の諮問に応じて意見を述べるものとする。

4 顧問の任期は、委嘱した会長の在任期間とする。

(役員その他の報酬)

第17条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、社員総会において定める総額の範囲内で、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

## 第5章 会議

(会議の種類)

第18条 会議は、社員総会および理事会とし、社員総会は定期総会および臨時総会とする。

(構成)

第19条 社員総会は、正会員をもって構成する。

2 理事会は、会長、副会長、および理事、監事をもって構成する。

(権能)

第20条 社員総会は、この定款に別に規定するもののほか次の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び解散した場合の残余財産の処分
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び収支決算
- (6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 除名
- (9) その他、理事会が社員総会に付すべき事項として議決した事項

第21条 理事会は、この定款に別に規定するもののほか次の事項について議決する。

- (1) 社員総会の議決した事項の執行に関する事。
- (2) 社員総会に付議すべき事項
- (3) その他、社員総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第22条 定期総会は毎年1回開催する。

2 臨時総会は、理事会が必要と認めるとき、または正会員の10分の1以上もしくは監事から会

議の目的たる事項を示して請求があったときに開催する。

- 3 理事会は、会長が必要と認めたとき、又は理事の2分の1以上から請求があったときに開催する。

(招集)

第23条 会議は会長が招集する。

- 2 会議を招集する場合は、構成員に対し、会議の目的たる事項、日時および場所を記載した書面をもって、少なくとも開催の日の10日前までに通知しなければならない。ただし、会長が緊急に理事会を開催する必要があると認めるときは、この限りではない。
- 3 会長は、前条第2項又は第3項に基づく請求があったときは、30日以内に会議を招集しなければならない。
- 4 会長が欠けたとき、又は会長に事故があるときは副会長が会議を招集する。

(議長)

第24条 社員総会の議長は、その会議において出席した構成員の中から選出する。

- 2 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(定足数)

第25条 社員総会は、正会員の5分の1以上の出席がなければ開会することができない。

- 2 理事会は、理事の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第26条 会議の議事は、法令の定めがある場合および、この定款に別に規定するもののほか、出席した構成員の過半数の同意をもって決し、可否同数の時は議長の決するところによる。

(書面による表決等)

第27条 やむを得ない理由のために会議に出席できない構成員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の構成員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前2条の規定の適用については、出席したものとみなす。

(議事録)

第28条 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時および場所
- (2) 正会員及び理事の現在数
- (3) 会議に出席した正会員の数および理事の氏名（書面表決者および表決委任者を含む）
- (4) 議決事項

- (5) 議事の経過要領およびその結果、並びに発言要旨
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項
  - 2 議事録には、議長および出席した構成員の中からその会議において選任された議事録署名人2名以上の署名捺印を得て、会長がこれを保存する。

## 第6章 財産及び会計

(事業年度)

第29条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業報告及び決算)

第30条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録
  - 2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供することともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
    - (1) 監査報告
    - (2) 理事及び監事の名簿
    - (3) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類および監事の報酬等の支給基準を記載した書類
  - 3 前項の財産目録等については、毎事業年度の経過後3箇月以内に行政庁に提出しなければならない。
  - 4 この法人は、第1項の定時社員総会の終結後直ちに、法令の定めるところにより、貸借対照表を公告するものとする。

## 第7章 基金

### (基金の拠出)

第31条 当法人は、会員又は第三者に対し、基金の拠出を求めることができるものとする。

### (基金の募集等)

第32条 基金の募集、割当て及び払込み等の手続については、理事会の決議を経て会長が別に定める基金取扱い規程によるものとする。

### (基金の拠出者の権利)

第33条 基金の拠出者は、前条の基金取扱い規程に定める日までその返還を請求することができない。

### (基金の返還の手続)

第34条 基金の返還は、定時社員総会の決議に基づき、法令に定める範囲内で行うものとする。

### (代替基金の積立て)

第35条 基金の返還を行うため、返還される基金に相当する金額を代替基金として積み立てるものとし、これを取り崩すことはできない。

## 第8章 定款の変更および解散

### (定款の変更)

第36条 この定款は、総正会員の半数以上で構成する社員総会において、その3分の2以上に当たる多数の決議をもって変更することができる。

### (解散)

第37条 当法人は、法令に規定する事由によるほか、総正会員の半数以上で構成する社員総会において、その3分の2以上に当たる多数の決議により解散することができる。

### (残余財産の帰属)

第38条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、法令に掲げる法人又は地方公共団体に贈与するものとする。

## 第9章 公告の方法

第39条 この法人の公告は、電子公告に掲載する方法による。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告ができない場合は、官報により公告を行うこととする。

## 第10章 補則

(施行規則)

第40条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

第41条 この定款に規定のない事項は、すべてその他の法令によるものとする。

附則

1. この定款は平成18年6月6日より施行する。
2. この法人の最初の代表理事は田村孝司とする。
3. この定款は一部改正し、平成25年6月16日より施行する。



一般社団法人東京都作業療法士会  
定款施行規則

平成 4 年 7 月 18 日  
平成 11 年 6 月 5 日  
平成 24 年 3 月 7 日  
平成 25 年 4 月 24 日

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この施行規則は、一般社団法人東京都作業療法士会定款をうけ、本会の円滑な運営を図ることを目的とする。

第 2 章 会費

(会員および会費)

第 2 条 定款第 5 条に定める正会員の会費は年額 7000 円とする。

2 定款第 5 条に定める賛助会員の会費は別に定める賛助会員規程によって規定する。

3 会費の納入は、原則として当該年度の 6 月末日までとする。

4 正会員の会費の変更は、総会の議決によらなければならない。

(会員情報の変更および異動)

第 3 条 会員は、氏名、勤務先、住所等に変更があったときは、遅滞なく会長に届出なくてはならない。

2 本会は、会員名簿を作成し、会員の異動のある毎にこれを修正する。

第 3 章 選挙

(選挙管理委員会の設置)

第 4 条 定款第 13 条に規定する選挙を行うために、選挙管理委員会をおく。選挙管理委員会委員長は、理事会の推薦に基づき、会長が任命する。

(選挙管理委員会の構成)

第 5 条 選挙管理委員会は、理事以外の 5 名により構成する。

(選挙公示と立候補の締切)

第 6 条 選挙管理委員会は、投票日の 60 日以前に、選挙期日、選挙すべき役員の定員数及び立候補の受付期間を公示し、立候補を受け付けなければならない。ただし、立候補の締切日は投票日の 40 日前とする。

2 郵送による立候補の届出は、締切日までの消印があるものを有効とする。

(立候補の届出)

第 7 条 会長、副会長、理事及び監事の選挙に立候補しようとする正会員は、文書でその旨

を選挙管理委員長に届出なければならない。この場合の書式は別記第7号様式の1に準じて作成するものとする。

2 推薦による立候補は、5名以上の推薦者を必要とする。

(理事会による立候補者の推薦)

第8条 立候補者が定数に満たない時は、理事会が定員の同数の候補者を推薦する。この場合の書式は別記第8号様式に準じて作成するものとする。

(届出受理証の発行)

第9条 選挙管理委員会は、第7条による届出に対し、届出受理証を発行しなければならない。その書式は別記第9号様式に準じて作成するものとする。

(立候補に伴う選挙管理委員会の退任と補充)

第10条 選挙管理委員が立候補したときは、委員の資格を失う。この場合は、欠員を補充しなければならない。

(選挙の方法)

第11条 選挙は、総会において出席者の直接無記名投票により行う。

(投票用紙の様式)

第12条 投票用紙は、選挙管理委員会指定のものとする。

(投票の順序と投票の様式)

第13条 役員の選挙と投票の様式は次のとおりとする。

- (1) 会長 (1名記号式投票)
- (2) 副会長 (2名記号式投票)
- (3) 理事 (8名記号式投票)
- (4) 監事 (2名記号式投票)

(開票立会人)

第14条 開票に際し立会人2名をおく。立会人は選挙管理委員長が指名する。

(有効投票)

第15条 有効投票数は、投票総数の3分の2以上なくてはならない。

(無効投票)

第16条 次の投票は無効とする。

- (1) 規定の記号以外を記載したもの。
- (2) 定められた欄以外の場所に記載したもの。
- (3) 第13条に規定する数を超える記載をしたもの。

(当選人の確定)

第17条 会長選挙の場合は、有効投票の過半数に達した者を当選とし、過半数に達しない場合は上位2名で再投票を行う。

2 複数記号式投票の場合は、得票数の多い者より順次当選を決める。

3 当選人を決めるにあたり得票数が同じである場合には選挙会場にてくじで定める。

(無投票当選)

第 18 条 立候補者数が定員と一致した場合は、無投票当選とする。

#### 第 4 章 施行規則の変更

(規則の変更)

第 19 条 この施行規則は、理事会の議決がなければ変更できない。

#### 附 則

- 1 この規程は、平成 4 年 7 月 18 日より施行する。
- 2 この規程は、一部改正し平成 11 年 6 月 5 日より施行する。
- 3 この規程は、一部改正し平成 24 年 3 月 8 日より施行する。
- 4 この規程は、一部（定款第 2 条 2 項）改正し平成 25 年 6 月 16 日より施行する。
- 5 この規程は、一部（定款第 2 条 1 項）改正し平成 26 年 4 月 1 日より施行する。